

東京弁護士会 期成会

# 2019年度 私たちの政策

発行人  
 東京弁護士会 期成会  
 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-6-6  
 小谷ビル4F  
 日比谷シティ法律事務所内  
 ☎ 03-3580-6103 FAX 03-3580-6104  
 発行責任者 代表幹事 山本 哲子  
 政策委員長 柴垣 明彦

## 9条改憲を阻止し、弁護士自治を強固にするために、活発な議論を

はじめに ..... P. 1

第1章 憲法問題について ..... P. 1

第2章 若手支援策と業務・活動領域の拡大 ..... P. 2

第3章 弁護士自治の堅持 ..... P. 3

第4章 喫緊の人権課題

1 ヘイトスピーチ ..... P. 4

2 労働法制等の改悪 ..... P. 4

3 女性差別の撤廃とLGBT支援 ..... P. 4

4 消費者問題 ..... P. 4

5 高齢者問題 ..... P. 4

6 貧困・生活保護問題 ..... P. 5

### 目次

7 震災復興と原発被害者支援 ..... P. 5

8 沖縄・基地問題 ..... P. 5

9 少年法適用年齢引下問題 ..... P. 5

第5章 法曹養成に関する諸問題（法科大学院教育） ..... P. 5

第6章 刑事弁護の実践 ..... P. 6

第7章 民事司法改革 ..... P. 7

第8章 弁護士会の課題

1 会財政 ..... P. 8

2 公設事務所問題 ..... P. 8

3 男女共同参画等 ..... P. 8

4 多摩支部問題 ..... P. 8

## はじめに

憲法9条の2に「自衛隊」を明記するとの改憲素案が自民党から出され、いよいよ今年には具体化に向かって動き出そうとしています。ここに明記される自衛隊は、私たちがテレビなどで目にする、災害の中スーパーヒーローのように活躍するあの自衛隊ではなく、米軍と一体となって、「集団的自衛権」の名の下に世界各地で戦争をする「軍隊」としての自衛隊です。再び戦争をする国に向かおうとするこの改憲を、絶対に阻止したいと考えます。

戦争は、それ自体国民の命や財産を奪うものであると同時に、平時から私たちが日常享受している自由や権利、特に表現の自由や教

育の自由、あるいは社会権を犠牲にしなければ実現できないものです。戦争ができる国は、人権保障と相容れません。

改憲の動きと連動して、各論で述べるように、すでにさまざまな人権を否定する動きが出てきています。期成会は、人種差別、性差別等少数者の人権、労働者、消費者、貧困者、高齢者、少年といった社会的弱者といわれる人たちの人権を最大限に尊重していきたいと考えています。

9条改憲問題ははじめ、さまざまな分野で政府あるいは最高裁等と対峙しなければならない時、弁護士の活動を制度的に保障するのが「弁護士自治」です。日本国憲法に、公務員（及び天皇、摂政）以外に職業的資格として規定されているのは、唯一「弁護士」だけです。憲法が、刑事被告人の辩护人選任権を規定し、裁判が当然のこととして弁護士を予定

していることなどから、弁護士は、憲法の最大の目的である国民の人権保障の担い手として位置づけられています。弁護士法1条はこの具体化です。

弁護士自治が認められるのは、これら憲法の規定を通じ、主権を有する国民から人権擁護の信託を受けた結果であると考えます。だから、期成会は弁護士自治を守ります。

法曹養成、司法制度も大きく動こうとしています。弁護士会の組織のあり方、若手弁護士への支援のあり方、財政等会内の問題も山積しています。

私たちは、多くの会員のみなさまとこれらの問題を活発に議論していきたいと考えています。この政策リーフレットにはエッセンスだけを載せました。ぜひお手にとっていただき、ご意見ご批判をいただければ嬉しいかぎりです。  
 （代表幹事 山本哲子）

## 第1章 憲法問題について

### 1 憲法改正をめぐる情勢 (2018年11月現在)

2018年9月の自民党総裁選で3選を果たした安倍総裁は、憲法改正に向けて、自民党憲法改正推進本部や憲法審査会の人事を刷新し、体制を強化した。そして、2018年秋の臨時国会で自民党改憲条文案を憲法審査会に提示し、2019年の通常国会で発議、7月の参院選と同時に国民投票に付するスキームを検討していると言われている。

これに対して、連立与党である公明党は慎重な姿勢であり、自民党内にも慎重論がある。また、2019年には4月の統一地方選や天皇の退位など政治日程も詰まっている。そのため上記のスキーム通り進むことは困難と思

われるが、安倍内閣の強行体質を考えれば予断を許さない状況である。

### 2 自民党の改憲案

自民党は、2017年秋の衆院選挙において、憲法改正の内容として自衛隊の明記や緊急事態条項の創設などの4項目を公約として掲げ、2018年3月には憲法9条改正の「条文イメージ（たたき台素案）」を決定した。これは、憲法9条をそのまま残しつつ、9条の2として、①9条の規定が「我が国の平和と自由を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置を取ることを妨げず、そのための実力組織として自衛隊を保持すること、②「自衛隊の行動は、法律に定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する

こと」を加えるものである。

### 3 自民党のたたき台素案の問題点

自民党の「条文イメージ（たたき台素案）」には以下のような問題点がある。

第1に、自衛隊の任務の中には集団的自衛権行使などの安保法制に基づくものも含まれることである。安保法制は、今まで日弁連もくり返し意見表明してきたとおり違憲の法律であり、憲法の基本原則である恒久平和主義を後退させ、平和的生存権を損なう恐れがある。かかる任務の遂行を前提とする自衛隊を憲法上明記することは憲法改正の限界を超えるものである。

憲法改正限界説によれば憲法の基本原則に抵触する改正は許されない。それは憲法上の規範であり、憲法尊重擁護義務を負う国務大臣、国会議員等は憲法改正案を発議する場合にも、この限界を超えてはならないはずだからである。限界を超えた改正を行うことは憲

法尊重擁護義務に違背するものであり、立憲主義に反する。

第2に、安保法制下の自衛隊には「重要影響事態」における後方支援活動や「存立危機事態」における集団的自衛権行使の任務が与えられている。これらは海外において他国の軍隊の武力行使と一体化する活動と言えるから、そのような自衛隊は「戦力」に該当し、現実にもその活動を行うことは憲法9条によって禁止されている「戦争」「武力の行使」「交戦権の行使」に該当するものと考えられる。自衛隊を明記することは、9条1項2項と矛盾・抵触し、これを空洞化させるものである。

第3に、たたき台素案では「必要な自衛の措置」の意味が明確ではなく、その判断は内閣又は国会に委ねられているうえ、自衛隊の活動に対する統制は憲法ではなく法律によることになっている。これでは自衛隊の行動に対する実効性ある統制はできない。自衛隊の明記と言う強力な権限規定を置こうとする以上は、それに見合う統制システムが憲法上定められていなければならない。不十分な統制では立憲主義に反する。

#### 4 国家緊急権条項の問題点

自民党は、災害救助の必要性などを標榜して国家緊急権条項の創設も改憲案の内容として挙げている。しかし、自然災害対策としては既に多くの法律が整備されており、国家緊急権条項を設ける必要はない。むしろこの条項の主眼は、外部からの武力攻撃や内乱等による社会秩序の混乱の場合を対象とする事にある。

国家緊急権は立憲主義の例外として内閣に強大な権限を与えるものであって、諸外国でも濫用事例が多く、一度濫用されれば重大な人権侵害をもたらすおそれがある。

#### 5 改憲阻止に向けた弁護士会の取組

前記のような問題点を孕む自民党の改憲案に対して東弁は強く反対すべきである。

改憲阻止に向けて東弁が取組むべき課題は以下が考えられる。

第1に、自民党のスキームによれば、憲法改正という国の重大事をわずか1回の国会審議で行おうとするものであり、極めて拙速かつ強行的である。たたき台素案には恒久平和主義、基本的人権の尊重、立憲主義など憲法の根本にかかわる問題点が含まれているのであるから、国民が改憲により我が国の平和のあり方がどう変わるのか、国民の人権がどのように制約されるのかなどを十分に理解していなければならない。そのためには、国が国民に対して正確かつ多様な情報を豊富に提供し、かつ、国民が熟慮する機会を十分に保障しなければならない。

まず、東弁は早急にこの点を内閣や国会等に対して求めるとともに国民に対してもアピールしていくべきである。

第2に、弁護士会としての改憲案に反対する意見表明である。

たたき台素案は、前述のとおり大きな問題点を孕むものであって到底容認できるものではない。この点を国会の発議より前に東弁の意見ないし決議として公表すべきである。日弁連は2018年5月25日の定期総会決議でたたき台素案についての問題点を指摘した。東弁

はこの問題点を踏まえ、それを敷衍して、たたき台素案とそれに基づく改憲案に反対する意見表明をすべきである。

第3に、上記弁護士会の各活動を早急に行わなければならないことである。改憲の阻止は発議の阻止にあると考えなければならない。発議に持ち込まれてしまった場合、流れは改憲に向かってしまうおそれがあるし、後述する財力の格差による情報格差が生ずることも考えると、国民投票の段階で阻止することは難しいことが想定されるからである。

第4に、憲法改正手続法の改正である。この問題は、直接民主制が正しく機能するのかどうかという極めて重要な問題であるから、これを避けて改憲を行うべきではない。特に重要な点は以下の点である。

①テレビ・ラジオの有料広告放送に対する規制の必要性である。有料広告放送を自由市場に委ねた場合、財力による格差が生ずる恐れがある。現行法でも投票日の14日前から投票日までの間は有料広告放送（テレビ・ラジオ）による国民投票運動（勧誘行為）は禁止されているものの、勧誘に当たらない意見広告放送は禁止されていない。民放連は一切の自主規制をしない方針である。これらを考えると、国民投票前の有料広告放送を現行法以上に規制して公平性、平等性を確保する必要性は否定できない。

規制の方法としては、禁止期間の拡大、広告資金の総量規制などが考えられる。他方、公営放送や国民投票広報協議会が提供する無料放送枠を拡大すべきである。

②憲法改正という重大事にもかかわらず、現行法上は最低投票率の定めがない。憲法改正の正当性を担保するためにもこの定めは必要である。これをどのように定めるべきかであるが、投票権を有する国民の3分の2以上とすることが適切である。また、「過半数」については、無効票を含む総投票数を基礎と

して算定すべきである。

自民党は、2018年秋の臨時国会で憲法改正手続法の改正を行うとしているが、上記の各点には触れていない。仮に自民党の改正案通り可決された場合でも、弁護士会は上記①については、放送事業者に対して、BPOや番組審議会に放送の公平性、平等性のチェック機能を持たせることやアクセス権（反論権）の保障を求めるなど公平、平等な広告機会の保障を求めるべきである。

#### 6 安保法制等の廃止とその適用・運用の阻止に向けて

違憲の安保法制を既成事実化させてはならない。政府は、安保法制施行後、2016年12月には南スーダンに派遣する自衛隊のPKO部隊に「駆けつけ警護」等の新任務を付与して派遣した。同月には武器等防護の運用指針を決定した。2017年5月には自衛隊の護衛艦が米艦防護を行った。2018年3月には安倍総理は海上自衛隊の護衛艦「いずも」を空母化することを示唆した。2018年9月には政府がエジプト東部のシナイ半島でイスラエル、エジプト両軍の活動を監視している多国籍監視軍(MFO)に陸上自衛隊員の派遣を検討していることが報じられた。MFOは国連が統括するPKOではなく、安保法制によって可能とされた「国際連携平和安全活動」である。

これらの諸活動は、安倍政権の安保法制の実績づくりに他ならないが、いくら実績を積んでも安保法制が違憲であることに変わりはない。

東弁は、上記の活動の多くについて反対し抗議する会長声明を発出してきたが、今後も実績づくりに反対していくべきである。

立憲主義と民主主義を回復するための活動は、諦めることなく、根気強く継続していかなければならない。

## 第2章 若手支援策と業務・活動領域の拡大

### 1 はじめに

司法試験合格者が2000名程度から1500名程度に減少したことに伴い、新規登録弁護士の就職難等は一時期に比べると緩和されている傾向にある。しかし、若手弁護士の増加による勤務弁護士の執務条件・環境の低下傾向は続いており、その実情を踏まえた若手会員の支援は引き続き、弁護士会の重要課題となっている。また、65期から70期のいわゆる貸与制世代に対する支援は、喫緊の課題である。東京三会における新規登録弁護士の東弁への入会申込者の割合が減少傾向にある中で、東弁が今後とも活力ある弁護士会として機能していくためには、若手会員支援を充実させていくことが重要である。

### 2 現状の若手会員支援策

#### (1) クラス別研修制度

新規登録弁護士を対象としたクラス別研修は、実務に有用なスキルを学ぶ場であると同時に、20名程度のクラス内での交流や、担任、副担任の弁護士との交流を通じて情報交

換等ができる場となっている。今後も、同制度を充実させていくとともに、新規登録弁護士がクラス別研修に出席しやすいように所属事務所への理解を図っていく必要がある。

#### (2) チューター制度

チューター制度は、即時・早期独立者に対して経験豊富な弁護士をチューターとして配置することで、即時・早期独立者を孤立させずに業務や事務所運営に関する様々な悩みを相談できる受け皿となっており、有用である。即時・早期独立者の減少に合わせて、利用申込者は減少傾向にあるが、そのニーズは現在でも存在するので、対象となる若手会員の支援のために運用を継続していく必要がある。

#### (3) OJT相談

登録5年未満の若手会員が登録10年目～20年目の会員と共同で法律相談に取り組むOJT相談は、事件を通して先輩弁護士からスキルを学ぶことのできる貴重な機会となっている。これまで若手会員総合支援センターが福祉施設や郵便局などでOJT相談を展開してきたが、2018年度は蒲田及び北千住の法律相



談センターにもOJT相談の枠を拡げている。

しかし、若手会員の申込みの多さに比べて、相談枠及び指導弁護士の数は不足しているのが現状である。信頼できる指導弁護士を補充するとともに、相談枠を増やすことが今後の課題である。

#### (4) ベんとら

スマホアプリ「べんとら」は、リリースから2年を経過し、ダウンロード数を順調に伸ばすとともに、若手会員向けの有益情報のお知らせなどでアクセス数を伸ばし、OJT相談の担当者募集など若手会員の支援でも重要な役割を果たしている。

もっとも、東弁ウェブサイト内の会員マイページがスマホに対応していないため、研修の申込みにおける利便性が悪いことが課題となっている。その点の解消も含めて、ますます機能・掲載情報を充実させていくことが望まれる。

#### (5) 若手相談室／会員サポート窓口

若手会員が個別受任事件以外の悩みごとを有する場合の相談窓口として、新進会員活動委員会の委員が担当する若手相談室と、ベテラン弁護士が担当する会員サポート窓口がある。若手会員の中では、勤務先事務所との関係等、人間関係に悩む会員も少なくない。今後とも、そのような会員の受け皿として、これらの窓口を充実させていく必要がある。

### 3 貸与制世代に対する支援策

#### (1) 支援の必要性

2018年8月31日から9月17日にかけて東弁会員を対象に実施されたアンケートでは、貸与制世代のうち、貸与を受けていない会員は16%にとどまり、貸与額が150万円超300万円以下の会員が44%、300万円以上の会員が37%となっている。また、貸与制世代の会員の約75%から「貸与金の返還について、経済的に不安な状況にある」との回答がなれている。

貸与制世代に対しては、東弁はすでに新会館臨時会費免除により1人あたり最大40万円の経済的支援策をとったところである。しかし、貸与制世代の53%が「会財政状態にかかわらずさらなる経済的支援を行うことが望ましい」、44%が「会財政状態の許す範囲でさらなる経済的支援を行うことが望ましい」と回答している。

若手弁護士の増加により、若手会員の収入が以前に比べて低下傾向にある中で、貸与金の返済が貸与制世代の多数の会員にとって厳しい状況にあることがうかがわれる。貸与金返還の問題は、司法修習制度の変遷の中で特定の世代だけに生じたものであり、その世代の個人は不可避免的にそのような状況に置かれたものであるから、強制加入団体たる弁護士会としてできる限りの支援をしていく必要がある。

#### (2) 具体的な支援策のあり方

貸与制世代への経済的支援策として、会費の減額は、会費を所属事務所が払っているという会員が一定割合いることからすると、弁護士会の減収の割には必ずしも効果が十分ではない。

日弁連では1人あたり20万円の一括給付案が検討されており、東弁においても、①一括金給付制度案、②年賦金貸付制度案、③貸与制世代会員に対する各種研修無償化制度案、④OJT相談制度の拡充案が検討されてい

る。

これらの制度は、貸与制世代における実際の必要性、適用対象の適切性、効果の有用性、財源確保等の観点から制度の合理性が総合的に検討される必要があるが、検討の結果、合理性が認められる制度については、複合的に実施していくことで、きめ細やかな支援をすることが望ましい。

### 4 弁護士活動領域の拡大

#### (1) 弁護士活動領域拡大の重要性

弁護士人口の増加に伴い、これまで弁護士があまり取り組んでこなかった分野にも活動領域を拡大し、社会における多様なニーズに応えていくことが期待されている。そのような分野では過去の経験よりも最新の知識と柔軟性が必要とされる面もあり得るため、特に、若手会員にとっては、活動領域の拡大により大きなチャンスを得られる可能性がある。

#### (2) 取組みの方向性

東弁では、2015年度以降、弁護士活動領域拡大推進本部と若手会員総合支援センターが車の両輪のように並行して開催されてきた。AI、宇宙、終活、在日外国人、空き家対策などにおける同本部の意欲的な取組みが、活

力ある活動を生んできた。

一例をあげれば、同本部のAI部会では、AI研究者、政府機関、事業者、弁理士、商工会議所等との間でヒアリング、意見交換を行い、AIに関する法的問題点を整理して、夏期合研やLIBRAで会員に情報提供するとともに、新たにAIに関する法律研究部を設立して会員への還元を図っている。

また、終活部会では、落語家とともに高齢者福祉施設等をまわり、終活をテーマにした新作落語と弁護士による解説で、終活に関する情報を高齢者にわかりやすく伝えるとともに、無料法律相談を実施して終活に関する法的需要の掘り起こしをしている。

もっとも、このような新たな試みは、必ずしもすべてがうまくいくとは限らず、企業等組織に向けた弁護士トライアル制度のように利用が伸び悩んでいるものもある。新たな活動領域の拡大はうまくいかないこともあり得るから、うまくいかなかった場合には、柔軟に軌道を修正し、場合によっては取りやめることも必要である。

今後とも、同本部においては、様々なアイデアを持ち寄ったうえで、新たな領域の拡大に積極果敢に取り組み、社会の多様なニーズに応えていくことが期待される。

## 第3章 弁護士自治の堅持

弁護士自治の大切さをすべての会員が共有できるようにするため、日弁連は、弁護士自治に関するリーフレットを作成し、全会員に配付するとともに、新規登録会員にも登録の都度交付し、説明をすべきである。

期成会は、そのリーフレットの案をここに提示する。

“

### 1 弁護士自治とは

弁護士自治とは、弁護士の①登録・資格審査、②指導・監督と懲戒については、弁護士会と日弁連が権限を有することを言います。いずれの弁護士会にも属しない弁護士の存在を認めますと、その弁護士に対する①登録・資格審査、②指導・監督と懲戒を行う機関として、監督官庁を設けることとなり、のちに述べる弁護士自治の意義・必要性を没却することとなりますので、③強制加入制も、弁護士自治を成り立たせるうえで不可欠の要素といえることができます。

### 2 弁護士自治の意義・必要性

弁護士自治の意義・必要性については、どのように考えたらいでしょうか。

#### (1) 過去の歴史に学ぶ

まず、弁護士自治が存在しなかった戦前の歴史に学ぶ必要があります。戦前の弁護士は、時期により、司法大臣や検事正の監督下に置かれていました。懲戒権は、控訴院に設置された懲戒裁判所が行使していました。

裁判所構成法111条は、「裁判長は、不当の言語を用いる弁護士に対し、同事件につき、引続き陳述するの権を行うことを禁ずることを得。その禁止は、この行状につき、懲戒上の訴追をなすことを妨げず。」(現代風に読みやすくしました。)と規定しており、司法大臣・検事正・裁判所といった当時の国

家機関は、弁護権の意義を理解していませんでしたので、弁護士の法廷における発言は、しばしばこの規定に基づいて制止され、退廷命令や官吏侮辱罪による起訴などが行われていました。

具体的な事例が、東京弁護士会百年史152頁以下に掲載されています。

1895年、名古屋地裁では、大型の詐欺破産被告事件で、裁判所が事前の証拠閲覧を禁止していたにもかかわらず、その日までに閲覧請求していないことを弁護人の怠慢となじったり、午後5時を過ぎても延々と証人尋問を続けようとするのに対して、弁護人が夕食を取る休憩を求めたところ、これも頑として聞き入れなかったりしました。そして、弁護人が弁護人としての本分をまっとうできないとして退廷しようとしたところ、裁判長は、裁判所構成法に基づき弁護人に対して退廷を命じました。そして、翌日の弁論も禁じたのです。

また、1898年、秋田地裁では、弁護人が賭博事件の証人尋問の請求理由を述べる際、「訴訟法を無視するもので実に野蛮の法廷である。」などと裁判所を非難したことが官吏侮辱罪に問われ、重禁固2月、罰金10円に処せられました。

このような歴史を経て、戦後、新憲法の下、弁護士は基本的人権と社会正義の擁護者として期待され、その使命を全うするためにも弁護士自治が必要であるとして、1949年に現在の弁護士法が議員立法により制定されたのです。



弁護士自治は、弁護権が軽視された戦前の苦い経験から、市民の権利擁護に不可欠なものとして獲得されたのです。

## (2) 現代的意義

若い弁護士の中には、戦前でこそ国家機関は弁護権を正当に理解していなかったものの、現代において、そのようなことはないのではないか、と考える人もいます。

そこで、弁護士自治の現代的意義についても、考えてみたいと思います。

1978年には、ハイジャックの防止を口実に、必要的弁護事件でも弁護人なしで開廷できるようにする、いわゆる「弁護人抜き裁判」特例法案が提出されました。全国的な反対運動の結果、この法案は廃案となりましたが、一時は、弁護士法を改正して弁護士自治を廃止させようとする議論も起こりました。

死刑再審事件の弁護人接見で立会人が付いたり、接見中にOA機器の使用が禁止されていることについて、弁護士であれば疑問を抱きますが、拘置施設を管理する法務省等は理解していません。裁判所は、死刑再審事件については最近になってようやく理解を示し始めましたが、それは、弁護士・弁護士会の取り組みがあつてのことです。

民事・行政の分野においても、弁護権を保障するために不可欠の権利である依頼者の秘匿特権がわが国においては確立していません。そのため、依頼者が弁護士に法律相談をすると、その内容が国家機関（公正取引委員会・国税庁等）に把握されることを懸念し、法律相談をためらう結果を招いています。

これらのことから分かるように、依頼者の権利を守るための弁護士の活動が、国家機関の監督下に置かれると、違法と判断され、懲戒の対象とされる可能性が高いのです。ということは、弁護士自治は、弁護士の職権行使の独立性を担保する「制度的保障」であるということが出来ます。

## 3 弁護士の職務の独立性・強制加入制との関係

ここで、弁護士の間によく見かける「弁護士自治のはき違い」について説明しておきます。

弁護士会が弁護士に対して預り口座の開設

と届出を強制することについて、弁護士の職務の独立性を侵害し、ひいては弁護士自治に反するという意見に接することがあります。

しかし、この見解は、二つの点で正しくありません。

まず、弁護士会は、弁護士の不祥事を防止し、依頼者の財産権等を守る必要から、預り口座の開設と届出を義務付けているにすぎず、弁護士の個々の業務の中身にまで介入するものではありません。よって、弁護士の職務の独立性は侵害していません。

また、弁護士自治とは、弁護士会に自治権があることであつて、個々の弁護士に自治権があるわけではありません。よって、弁護士自治の侵害にもあたりません。

これらとは一線を画する議論ですが、日弁連等の意見表明については、憲法的価値を擁護する声明に対してすら、会員の一部から、政治的である、強制加入団体が会員の意見が分かれる政治的イシューについて意見表明すべきではない、との批判がなされています。その背景には、弁護士の意識の多様化と戦争を知る世代の減少があると思われまふ。

こういった見解は、ひいては弁護士自治不要論につながる可能性があります。日弁連等は、あくまでも弁護士法が定める弁護士の使命（弁護士法1条2項）に基づき、法律制度の改善のために意見表明をしているのですから、ぜひ、誤解を晴らし、会員が一丸となって弁護士自治を守っていただきたいと思ひます。

## 4 弁護士自治の将来像

近年、高齢化が進み、成年後見事案が増加する中で、成年後見人となった弁護士やお金に困った弁護士による高額の横領不祥事案も多発しています。さらには、仕事を得るために結果として非弁提携に取り込まれる弁護士も出てきています。このままでは、外部からの弁護士批判が強まり、思わぬところから弁護士自治が崩壊しかねません。

業務の在り方の改善については、職務基本規程の理解をさらに深める研修が必要であり、預り金については、預り口座の届出を行わせるだけでは不十分であり、弁護士会が運営する預り金制度を導入することも、真剣に考える時期にきています。

させる恐れがある。他方、同法に時間外労働の上限規制や有期雇用労働者の均等待遇規定の整備、有休の義務的付与等が盛り込まれたことは一定の評価はできる。東弁としては、高度プロフェッショナル制度の濫用的運用を防止し、新たな規制に使用者が適切に対応するように、制度の周知啓発に努めていくべきである。

今後も、裁量労働制の拡大や解雇の金銭解決制度導入などの更なる規制緩和が懸念されるほか、入管法の改正による外国人労働者の人権侵害の拡大、雇用によらない働き方の増加、パワハラ規制の法制化など重要課題がある。東弁としては、労働者の権利擁護の観点から意見表明を続けていくべきである。

## 3 女性差別の撤廃とLGBT支援

女性差別撤廃のためには差別的な法制度や社会制度・慣習の撤廃等が必要である。具体的には、再婚禁止期間の完全撤廃、選択的夫婦別姓の創設、婚外子に関する差別規定の完全撤廃、離婚時の財産分与制度の充実化、養育費水準の上昇、女性労働者の地位向上（正規化及び管理職登用）、暴力の被害女性の保護の充実化等を東弁として推進しなければならない。

LGBT全体の問題としては、性的指向及び性自認に対する正しい認識の定着を図り、差別撤廃のための法制度を推進しなければならない。個別の問題としては、性同一性障害特例法の性別取扱い変更の要件が不当に厳格過ぎるため、早急な改正が求められる。また、同性カップルは婚姻できないために、在留資格、相続、税制、DV被害者支援を受けにくい等の具体的支障を被っている。早急に同性婚等の同性カップルの法的保護施策を実現すべきである。

## 4 消費者問題

東弁は、次期消費者基本計画の作成については、不招請勧誘の禁止、違法収益掃き出し制度、預託商法に関する金商法の改正、消費者信用法制の統一的な法整備等消費者被害の予防救済に必要な制度の検討を盛り込むように働きかけるべきである。消費者庁の政策立案、他省庁との政策の調整、法執行、法整備など現在東京にある機能の地方移転については、東弁は、消費者行政を後退させることになるから反対すべきである。東弁は、国が用途を消費者行政に限定した地方自治体に対する実効的かつ継続的な財政支援を行うよう働きかけるべきである。

なお、東弁は、弁護士の広告による消費者被害を防ぐため、広告会規に基づき不適切な広告について徹底して調査し、会員に違反行為の中止・排除を命じ、再発防止の措置を取らせるべきである。

## 5 高齢者問題

高齢者分野での重大問題は認知症高齢者の増加である。高齢者のみの世帯や高齢者の一人暮らし世帯の割合も増加の一途をたどっており、高齢者の人権擁護は、家族任せにはできない重大な課題である。

認知症により判断能力が低下した人にとっては、成年後見制度の利用が必要な場合も多い。成年後見制度利用促進法に基づき、2017

# 第4章 喫緊の人権課題

## 1 ヘイトスピーチ

東弁は2018年、「人種差別撤廃条例モデル条例案、地方公共団体に人種差別撤廃条例の制定を求め、人種差別撤廃モデル条例案を提案することに関する意見書」及び同モデル条例案を採択した。2015年の「地方公共団体に對して人種差別を目的とする公共施設の利用許可申請に対する適切な措置を講ずることを求める意見書」に引き続くものである。他方、2015年が（人種差別の一部である）ヘイトスピーチに関するものであるのに対し、2018年のものは人種差別全般（ヘイトスピーチを含む）を対象とするものである。

日本は長く、国連から包括的な人種差別禁

止法令の制定を勧告されている。日本は日本国内には顕著な人種差別がないとして勧告に従わずにいたが2016年、ようやくヘイトスピーチ解消法が制定された。もっとも、包括的な人種差別禁止法令の制定がさらに必要である。そのためのモデル条例案であり、東弁は今後、普及に努力すべきである。

## 2 労働法制等の改悪

2018年通常国会で「働き方改革関連法案」が成立した。同法には東弁が反対してきた「高度プロフェッショナル制度」が含まれる。同制度では、一定の年収要件を満たせば労働時間、休日、深夜の割増賃金など労働時間規制の適用が除外され、時間外労働を助長

”



年3月に閣議決定された国の基本計画では、制度利用が必要な人が適切かつ適時に利用できる、かつ利用したあとも適切な支援が受けられることを目指し、地域連携ネットワークの構築を提起している。

人権擁護を使命とする弁護士として、成年後見人の給源として良質な後見事務を遂行できる後見人を育成するとともに、地域連携ネットワークに参加して、成年後見制度が適切に利用されるようアドバイスができる弁護士も必要である。

東弁は、研修体制を強化し、成年後見制度に精通した弁護士を多数育成すべきである。

## 6 貧困・生活保護問題

生活保護利用者数は210万人を超えている状態が続いている。非正規従業員の増加、低賃金、相次ぐ社会保障制度の負担増・給付減等によって、子ども、高齢者、障がいのある人などの社会的弱者へのしわ寄せが深刻化している。ところが、生活保護基準はさらに切り下げられ、生活保護法63条に基づく費用返還請求権の非免責債権化や保護費からの天引を認める法「改正」が行われた。東弁では生活保護の常設相談を実施しているが、相談活動を充実させるとともに、東京3会で実施した生活困窮者自立支援法に関わる都下自治体へのアンケートやヒアリングに基づき自治体とも協力して、生活困窮者支援の充実にも取り組むべきである。2018年日弁連人権擁護大会では「若者が未来に希望を抱くことができる社会の実現を求める決議」が採択されたが、この実現のための取組も必要である。

## 7 震災復興と原発被害者支援

国、東京電力を被告とした集団訴訟の7つの判決が言い渡され、中間指針及び東京電力の賠償基準を超える賠償額の支払いが命じられ、国の責任を認める判断が示されている。この判決を踏まえ、東弁は、賠償基準を見直し、被害の実情に即した適正な賠償基準の策定を働きかけるべきである。

原子力損害賠償紛争解決センターが提示した和解案を、東京電力が拒否し、また認諾を留保する事例が増えている。このため、東弁は、東京電力側が和解案を受諾せず一定期間内に訴訟を提起しない場合には、和解案どおりの和解内容が成立したものと法的拘束力を付与する原子力損害賠償法の改正を求めるべきである。

福島原発事故の発生から8年が経過しようとしているが、今なお被害が回復されていない。東弁は、被害者の生活基盤を回復し完全な復興を実現するための施策の実現を求めるべきである。

## 8 沖縄・基地問題

日本の米軍基地を巡る問題については、特に「日米地位協定」がクローズアップされている。米軍基地の74%が集中する沖縄では、繰り返される事故や不祥事と県民の抗議、普天間や辺野古の基地問題がある。

さらに、日本全国で騒音公害訴訟が行われている中で、オスプレイが東京の横田基地を初め日本全土に配備されようとしており、日米地位協定の問題は、2018年7月に全国の知事会でも「抜本的見直し」の決議が上がるようになった。

日米地位協定は、同じく米軍基地を置くド

イツやイタリアと比較しても、日本の国内法が米軍には適用されず、基地立ち入り権も米軍の訓練・演習への規制権限も日本側にはなく、事故が発生しても調査する警察権もないという不合理な内容となっている。日本国の主権や住民の人権侵害への救済という法的問題として解決が強く求められており、東弁としても日弁連と共に取組む課題として政府に働きかけていくべきである。

## 9 少年法適用年齢引下問題

現行少年法制は有効に機能しており、適用年齢は各法の立法趣旨や目的に照らして個別具体的に検討すべきものであるから、少年法の適用年齢を18歳未満とすることには理由が

ない。従来は、家裁に送致されて家裁調査官による社会調査・働きかけを受け、ときに少年鑑別所で心身鑑別を受けて、保護観察処分や、健全育成目的で性格の矯正をはかる少年院送致といった保護処分を受けていた18歳・19歳が、少年法の適用年齢引下げに伴い、十分な働きかけを受けられないことになれば、改善更生・再犯防止という観点から問題が生じるとの懸念がある。法制審議会の部会では、18歳・19歳の者について、少年法の果たす機能を代替するための刑事政策的な配慮が議論されているが、現行少年法制の果たしてきた機能や効果には遠く及ばない。東弁は、少年法の適用年齢を18歳未満とすることに今後も反対運動を強化すべきである。

# 第5章 法曹養成に関する諸問題 (法科大学院教育)

## 1 現状

2013年6月、法曹養成制度検討会議の取りまとめが作成され、その後、それを受けて法曹養成制度改革推進会議が開催され、2015年6月30日、同改革推進会議決定がなされた。

そこでは、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場が、当初期待されていた状況と異なり、法曹志願者の減少を招来する事態となっていることから、これを打開するため、①法曹有資格者の活動領域の在り方、②今後の法曹人口の在り方、③法科大学院、④司法試験、⑤司法修習の5つの項目に整理され、今後の指針が示された。そして、この指針に基づいて、各関係機関が対応し、その様子は法曹養成制度改革連絡協議会にて報告されている。今後の方針を検討するに当たっては、上記推進会議決定を踏まえた検討が必要となる。なお、①法曹有資格者の活動領域の在り方は重要な事項ではあるが、法曹養成制度自体ではないので、以下、法曹養成制度の枠内で述べる。

## 2 法曹人口

法曹人口を直接的に決めているのは、司法試験の合格者数であるが、2016年度～2018年度は、毎年1500人台となっている。

これは、2016年3月11日になされた日弁連総会決議「法曹養成制度改革の確実な実現のために力を合わせて取り組む決議」が示した、司法試験合格者数を早期に年間1500人とすることに合致している。その意味では、この3年間の傾向は、弁護士会の考え方がほぼ実現されていると評価できる。

今後も引きつづき、この数値が大きく変動しないよう注意していかなければならず、そのためにも、法科大学院の定員及び予備試験合格者数の管理を厳格にする必要がある。

## 3 法科大学院

推進会議決定に示された基本的な考え方は、ア) 2015年度から2018年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置づけ、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度(累積合格率概ね7割以上)が司法試験に合格できるよう充実した

教育が行われることを目指すとともに、イ) 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図るものである。そして、これを受けて、文部科学省中央教育審議会法科大学院等特別委員会では、法科大学院の定員規模、法科大学院カリキュラムの更なる体系化、法学末修者コースの充実、地方における法曹の確保を支えることなど議論されているが、その最大の目玉は、法学部と法科大学院を連携させた「法曹コース」であり、なかでも、特徴的なのは、法学部3年+法科大学院2年の全5年コース(いわゆる「3+2」)である。

これは、法曹志願者の減少の原因とされている学生の時間的・経済的負担を軽減するために打ち出されたものであり、現在検討されている案は、法曹コースは各法科大学院の定員の2分の1を上限とし、自大学及び連携先他大学の出身者については、原則定員の4分の1以下とし、それ以外の法曹コースについては、連携先か否かを問わず、試験と学部成績で選抜することになる。他方、法曹コース以外は、これまでどおりの一般選抜となる。

この法曹コース、特に「3+2」は、確かに時間的な短縮にはなるものの、幾つかの注意すべき点がある。

すなわち、まず、そもそも法曹コースは、法学部入学段階から法曹だけを目指しているため、司法試験合格のためひたすら試験勉強を課すことになり、このことは、法科大学院制度の理念と大きく乖離してしまうおそれがある。しかも、現状、予備試験は誰でも受験できる制度であるため、法曹一貫5年コースの学生は、毎年予備試験を受験するということが常態化する可能性がある。連携された法学部及び法科大学院教育が、単なる司法試験予備校化しないよう注視する必要がある。

また、現在のところ、法曹コースは定員の2分の1とされているが、有力法科大学院が自大学の法学部生を囲い込むことも考えられ、多様性、開放性と矛盾するおそれがあり、注意が必要であろう。

さらに、最も重要なのが、法学部と法科大学院をスムーズに繋ぐ教育内容の連携である。

ゼネラリスト教育である法学部の授業にお



いて、スペシャリストである法曹を目指す法科大学院と同様の質の授業を行えるのか、疑問なしとしない。このカリキュラムの連携が上手くいかなければ、自大学はもとより、特に他大学出身者の場合は、授業についていけなくなるおそれもある。十分なカリキュラムの連携を図るよう、文科省及び各大学において十分な協議がなされなければならない。

実務教育、特に臨床系科目、なかんずく東弁の公設事務所である三田パブリック法律事務所が実施するリーガルクリニック教育を、法曹コースのどこに位置づけるかは、東弁としても意識する必要がある。

そして、最大の懸念は、法曹コースが設置されることで、本来法科大学院制度が予定していた未修者教育がないがしろにされはしないかという点である。未修者の司法試験合格率が既修者のそれと比して低いのは事実であり、未修者教育の難しさはあるが、だからこそ、3年間の未修者教育についてカリキュラム等大胆な改革をすべきである。

#### 4 予備試験及び司法試験

推進会議決定では、「法務省は、予備試験について、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないように、必要な制度的措置を講ずることを検討する」とされているが、この点、法務省は全くその実施を怠っている。

その一方で、今般、法務省は、法科大学院院修了から司法修習開始までのギャップターム解消として、法科大学院在学中に司法試験の受験ができる司法試験法の改正を予定している（なお、司法試験合格しても、司法修習生の採用要件として法科大学院修了を必要とする裁判所法改正もある）。

しかし、この在学中受験論は、本来のギャップターム解消の問題を超え、学生は、「3+2」導入後の法科大学院入学時から翌年に控える司法試験受験を目指すことになり、本来法科大学院教育が目指していた理論教育と実務教育の架橋が崩壊しかねない。その意味では、在学中受験は、法科大学院教育に与える影響があまりに大きく、原則的には認めるべきでない。ただ、本来のギャップタームを解消する限度で、韓国の弁護士試験のように、法科大学院修了間際に司法試験を受験するという制度は考えられるので、司法試験の内容、方法も含め、検討する余地はある。

なお、2018年10月24日、日弁連理事会において、「法科大学院在学中の司法試験受験を認める制度変更に関する基本的確認事項」が決議されたため、今後は、会議体の設置等この決議を踏まえた対策が必要となる。

#### 5 司法修習

司法修習については大きなテーマであった給付制が新設され、修習生の経済的負担は、不十分であれ、軽減された。また、分野別実務修習のガイドラインも導入されている。しかし、それでも弁護修習に関しては、個別事務所により修習のレベルに違いが生じているおそれもあり、ガイドラインをさらに周知することが重要である。

また、司法試験合格者が1500人規模に安定してきたことから、集合修習と選択型実務修

習のたすき掛け実施（いわゆるA班B班問題）を止めて、修習生全員に対し、選択型実務修習をし、その後集合修習を実施すること

で、修習生の間に不利不公平が生じないようにすべきである。

## 第6章 刑事弁護の実践

### 1 節目を迎える刑事司法

2019年は、刑事訴訟法施行70年の年である。また、裁判員制度は、2009年5月の施行から10年を迎える。

このような節目の年を迎える刑事司法の中で、とりわけ裁判員制度が開始されてからの10年間は、刑事実務がそれ以前にも増してめまぐるしく変化した時期であったといえる。裁判員制度の影響もあり、証拠開示制度が成立・拡充した。裁判員裁判では、直接主義・公判中心主義を旨とした裁判が浸透してきており、徐々に裁判官裁判にも広がってきている。2016年には、全勾留事件への被疑者国選制度の拡大などを内容とする刑事訴訟法の改正がなされ、弁護士会が長年実現を求めてきた取調べの可視化（録音・録画）制度が、2019年から施行されることとなっている。

変化の背景には、刑事弁護の地道な実践の成果がある。本章では、刑事弁護の実践による変化を確認し、今後の弁護実践の課題を挙げておきたい。

### 2 裁判員裁判の導入と刑事司法の変化

#### (1) 裁判員裁判導入の影響

近年の刑事司法の変化には、裁判員裁判の導入が大きく影響している。これまで法曹実務家のみで担われてきた刑事司法に、判断者として一般市民が加わることになったからである。公判をよりわかりやすいものにするために、種々の法制度が整備され、公判のやり方も変化した。

#### (2) 証拠開示制度

裁判員裁判を機に大きく変化した制度としては、証拠開示制度が挙げられる。公判を争点に絞った充実した審理にするために、事前に争点や証拠を整理する公判前整理手続が導入され、その中に証拠開示制度が初めて法制化された。証拠開示が弁護側の「権利」として規定されたことは、画期的なことである。その後、数々の弁護実践を経て、証拠開示制度の理論面だけでなく、実践的な手法・技術も大きく進化してきた。

証拠開示制度の導入は、公判前整理手続に付されない事件にも変化をもたらした。任意開示の運用である。検察官は、いわゆる類型に該当するような証拠は、弁護人の求めにより、任意に開示することが一般的になってきた。証拠開示を幅広くすることが、充実した公判審理につながることで、弁護実践によって検察官にも理解されてきたことによる変化というべきである。

#### (3) 直接主義・公判中心主義

裁判員裁判では、直接主義・公判中心主義が徹底されるようになってきた。これまでの刑事司法は、「調書裁判」と批判されるよう

に、捜査段階で作成された調書が数多く提出され、それを読み込んで判決を書く、というスタイルが常態化していた。しかし、裁判員は多くの調書を読みこむことはできないため、調書ではなく証人で、乙号証ではなく被告人質問で、という変化がもたらされた。公判で直接見聞きした情報に基づいて裁判をする、本来の刑事司法の在り方に近づいてきたといえる。

このような裁判員裁判による変化を受けて、裁判官裁判においても近年変化がみられる。とりわけ東京地裁で顕著であるが、被告人質問先行型の審理が実践されるようになってきている。被告人質問先行型とは、被告人の供述調書の任意性に争いがない場合でも、その採否を留保し、公判で被告人質問を先行させ、必要な供述がなされた場合は、供述調書の請求を撤回し、ないしは採用を却下する、という運用のことをいう。本来の直接主義・公判中心主義に近づけるといえる意味で、あるべき方向性である。裁判官が促して、弁護人が応じる、というケースも多いようであるが、被告人質問先行はむしろ弁護人から積極的に求めていくべきである。今後は、被告人質問先行型を当たり前のようにできるよう、東弁としては研修等を充実させるべきである。

### 3 刑事司法改革と今後の課題

#### (1) 2016年刑事訴訟法改正

2016年、刑事訴訟法は近年まれに見る大改正が行われた。捜査・公判協力型協議・合意制度や刑事免責制度など、今後の運用を注視しなければならない重要な制度も導入された。ここでは、刑事弁護の実践に影響する改革をいくつか取り上げ、さらに今後の弁護実践の課題を示したい。

#### (2) 公判前整理手続関係

本改正では、当事者に公判前整理手続の請求権が付与され、証拠一覧表の開示制度が導入され、類型証拠の範囲が拡大した。とりわけ、証拠一覧表は証拠開示の大きな手掛かりとなりうるものであり、その活用方法は今後の弁護実践を通して深化される必要がある。また、特に否認事件については、公判前整理手続に付するよう、積極的に請求することを怠るべきではない。先述のとおり、任意開示の運用が広まってきたとはいえ、あくまで検察官の良心に委ねられた運用であるため、必要な証拠がすべて開示される保証はない。証拠一覧表も開示されない。証拠開示を徹底し、防御権を尽くすために、公判前整理手続の積極的な活用が望まれる。

#### (3) 被疑者国選制度の拡大

本改正で、被疑者国選対象事件が、勾留された全事件に拡大された。当番弁護士制度にはじまり、被疑者援助制度を創設して捜査段階の弁護活動を充実させ、被疑者段階の弁護



活動の必要性を示してきた、これまでの刑事弁護実践の大きな成果である。もっとも、まだ不十分である。逮捕段階の国選弁護制度が存在しない。被疑者の身体拘束を争うためには、逮捕段階の弁護活動を充実させることが必須である。ひとたび勾留されてしまえば、それを争うのは至難の業だからである。

近年、勾留請求却下率が飛躍的に上昇し、2017年には東京地・簡裁において却下率が1割を超えた。当番弁護士制度、被疑者国選勾留前援助制度を利用した、逮捕段階の充実した弁護実践の成果である。

逮捕段階における国選弁護制度を早急に実現させるよう、今後、さらに積極的な弁護実践を重ねる必要がある。

#### (4) 取調べの可視化

本改正の目玉の1つは、取調べの可視化が法制化されたことである。2019年に施行を予定している。

しかし、法制化されたのは、裁判員裁判対象事件と、検察官独自捜査事件のみであり、刑事事件全体のごく一部にとどまる。取調べの可視化の機能を考えれば、全事件で可視化が導入されるべきである。

今後の弁護実践の課題としては、積極的な可視化の申入れを怠らない、ということが挙げられる。特に、事実を争う事件においては、後の公判で作成された供述調書の任意性や信用性が争われる場面もあり、その際の手

がかりを得るためにも、可視化の申入れは必須である。

#### (5) 司法取引・刑事免責

本改正では、捜査・公判協力型協議・合意制度（いわゆる司法取引制度）、刑事免責制度が、新たに法制化された。いずれの制度も、捜査機関に大きな武器を与えるとともに、弁護活動上も深刻な問題が生じ得る制度である。

特に、司法取引は、共犯者の引き込みの危険があり、冤罪の温床となりかねない。協議・合意に応じる側の弁護人としても、標的となる側の弁護人としても、冤罪が生ずることのないよう、十分に注意しなければならない。また、弁護士会としても、これらの制度が適正に実施されるか、注視しなければならない。

#### (6) 研修の充実化

以上のような弁護実践を浸透させるためにも、東弁としてさらに研修を充実化させることが必要である。近年の刑事弁護においては、若手弁護士の活躍がめざましい。旧来の考えにとらわれない、画期的な成果を挙げることもある。若手弁護士の活躍を支えるためにも、東弁として研修を充実化させ、必要な情報提供を行い、多くの事件で有効な弁護実践がなされるようにすべきである。

## 第7章 民事司法改革

### 1 はじめに

日本の民事裁判制度は、依然として時間と費用がかかり過ぎ、権利救済も不十分で、頼りがいのあるものになっていない。

また、市民の生活行動、企業の経済活動がグローバル化しており、それに伴う様々な法的問題を公正・迅速に解決する仕組みを整える必要性が強まっている。

そのために、今まで以上に民事司法の法制度整備、運用改善、人的・物的基盤整備を推進するとともに、多様な国際民事紛争・法的問題についてもより一層適正・迅速に対応できるものに改革する必要がある。それは成熟した社会の持続的発達のために不可欠なインフラ整備である。

この間、日弁連や日弁連が事務局をつとめる「民事司法を利用しやすくする懇談会」の取り組みなどが徐々に国会議員にも理解が広がり、2018年の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針」に、「司法制度改革推進法の理念に則り、総合法律支援など利用しやすく頼りがいのある司法の確保、法教育の推進などを含む民事司法制度改革を政府を挙げて推進する」との記述が入ったことは画期的である。そして、現実に民事司法改革の具体的な動きが顕れている。

### 2 最高裁協議を含め、さらなる改革の進展を目指して

2014年10月から2016年1月まで実施された日弁連と最高裁との協議で前進した制度を、さらに進展させる。

(1) 2017年4月から新たに3支部（浜松、松

本、福山）で実施された労働審判については、本庁および当該支部での利用件数を拡大させ、労働審判の評価を維持し続けることが重要である。そのことが、さらなる実施支部の拡大につながる。

(2) 判決・執行制度の改革については、最高裁協議に続いて2016年11月から法制審議会で民事執行法の改正が審議され、2018年8月、①債務者の不動産、給与債権、預貯金債権等に係る各情報を第三者から取得する制度の新設、②不動産競売における暴力団員の買い受け防止の方策、③子の引渡し強制執行に関する規律の明確化などを内容とする改正要綱案がまとまった。新たな財産開示の範囲は、当初の予想を上回るものである。今後の立法化および最高裁規則制定への対応および執行法のさらなる改正に向けての取り組みが重要である。

(3) 証拠収集の充実・強化については、最高裁協議に続き、「民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会」のテーマになっており、立法事実の整理を含め早急に対応しなければならない。

(4) 子ども手続代理人については、弁護士が積極的に同制度を活用し、同制度の有用性を広報していくべきである。

(5) 法律扶助の貸与制の見直しを含む利用者の裁判所へのアクセスの改善、家庭裁判所の人的・物的基盤整備、支部機能の拡充、多摩支部の本庁化についても、引き続き取り組みを強めていく必要がある。

### 3 利用者目線からの民事裁判手続等IT化に向けて

(1) 民事裁判のIT化は日弁連がかねてから求めていた重要施策である。

2017年10月に内閣官房の下に「裁判手続等のIT化検討会」が発足し、2018年3月には「検討会の取りまとめ」が公表された。法務省は、2018年7月、「民事裁判手続等IT化研究会」を発足させ、2020年の法制審議会に民訴法改正案を諮問することを予定している。最高裁は、2018年6月、IT機器を全国16庁に配置し、各地の地裁が模擬裁判を実施しており、2019年度から特定庁でウェブ会議を活用した争点整理を実施する予定である。

(2) 民事裁判のIT化は各国で大きく進んでいるが、各国の制度内容は様々ではない。わが国の民事裁判手続等のIT化は、わが国の法制度や地理的状況、本人訴訟の割合やIT普及度等々を考慮しつつ、制度設計を具体化しなければならない。その際、弁護士会は、利用者の利便性・効率性の向上のみならず、憲法の保障する公開原則、公正・適正な司法、国民の裁判を受ける権利の実質的保障を踏まえ、手続きの入り口から出口までのIT活用の制度設計を議論し提言することが肝要である。

(3) 電子申立、訴訟記録の電子化、ウェブによる双方不出頭の争点整理手続が採用されれば、訴訟当事者等の利便性・効率性を向上させることが期待できる。大規模集団訴訟では、消費者にとってもIT化が裁判を受ける権利の実質的保障に資する場合がある。倒産手続の場合も同様である。

他方で、ITリテラシーの低い利用者の裁判を受ける権利の保障を害する危険もあり、デジタル・デバイド（IT格差）に配慮し、本人訴訟の当事者等のITサポート体制の構築が不可欠である。また、裁判の公開は憲法の要請であり、労働事件・公害事件・行政事件では、支援者による裁判の傍聴やマスコミの報道により公正な裁判と国民の信頼が実現してきた。一旦、双方不出頭の争点整理手続が採用された場合でも、出頭を希望する当事者にはこれを認めるとともに、従来型の口頭弁論手続に戻す手続も保障すべきである。

(4) 心証形成の核心的手続である証拠調べにおいては、書証の取調べは当事者に争いのない場合はPDFの取調べを可能とするとしても、当事者が直接原本を確認できる機会を保障すべきである。また、人証調べを裁判所以外の場所でウェブ会議で実施する場合には、訴訟当事者の同意を要件とすべきであり、証人の証言に第三者が不当な影響を及ぼすことのないよう、証人が尋問を受ける場所は裁判所の管理が及ぶ場所に限定すべきである。

(5) 手続をIT化するだけで民事裁判の迅速化・充実化が実現するわけではない。証拠・情報の開示と実質的な主張の提出がすみやかになされることが必要である。IT化により節約された時間を、裁判官は、事実調べの充実化に振り向けるべきである。その意味で、民事裁判手続のIT化と併行して、各地方裁判所と各弁護士会との間の民事裁判手続のプラクティスに関する意見交換が重要であり、その機会の一つとして、



地裁で実施されるIT模擬裁判を活用すべきである。

(6) 裁判手続のIT化にはシステム構築、セキュリティ確保、デジタル・デバイドのサポート体制の構築などに大規模な予算が必要であり、国が十分な財政的手当を行うよう弁護士会も積極的な働きかけを行うべきである。

#### 4 国際民事紛争に対応する民事司法改革の重要性

知財紛争や国際離婚など、企業および個人の国際的な民事紛争は世界各地で発生する。当事者は、どの国で判断してもらうことが迅速で有利な解決につながるかを判断して裁判地・仲裁地を決めている。すなわち、民事紛争に関する各国の司法機能が問われている。この場面では、特に証拠収集手段の拡充、依

頼者弁護士通信秘密保護制度の確立、損害賠償制度の改革が重要である。

また、日本での国際商事仲裁の申立件数は、シンガポール、香港、さらには韓国等と比較しても極端に少ない現状にある。これを改善するためには、仲裁法改正等の法整備、国際商事仲裁の物的インフラの整備が必要である。この点では、2018年5月に日本初の国際仲裁ADR専用センターが大阪に開設されたことが重要であり、東京でも専用のセンターを早急に開設すべきである。

また、国際司法裁判所や国際連合などの各種国際機関において、国際人権法等に精通した日本の法曹が増加することが望ましい。

人権・権利を擁護する法曹の養成において、国際的な視野で活躍する法曹の育成は、民事司法改革の観点からも重要である。

をつける。

(2) 業務における障害の解消と職域の拡大

外部組織への派遣にあたり女性会員の割合を今後も25%程度とする。業務分野の偏在の原因となるアンコンシャスバイアス解消のための啓発活動を行う。女性社外役員候補者名簿の活用を検討するなどし業務の拡大をはかる。職務上氏名の使用の障壁を軽減するために有益な情報を提供する。

(3) ワークライフバランスを実現するための支援

財務上の問題はありますが、日弁連において育児期間中の会費免除期間の延長が承認された場合には当会会費免除期間の延長が検討されるべきである。一時保育付き研修等の育児両立支援策を一層普及させる。弁護士の働き方改革のヒントの提供し、会員の意識改革を促す。

(4) 外部カウンセラー等への直接相談を可能とするセクハラ相談制度の早期具体化と広報。

(5) 女性会員に対して、小規模ランチ会などの形で、様々なタイプの女性弁護士の体験やキャリア形成過程を情報提供してサポートするとともに、会員のネットワーク作りのきっかけとする。

#### 4 多摩支部問題

多摩支部は1998年に設立されて以来、今年で20年目を迎える。従来委員会という位置づけだった一弁も、2018年4月には支部を設立し、3弁護士会の支部の共同運営体制が本格化している。今後の支部の主な課題は以下のとおりである。

(1) 事務所会員の全員加入を目指す。

支部会員資格は、2018年4月より事務所会員だけに限定された。しかし多摩地域に事務所を持ちながら、多摩支部に加入していない弁護士が、少なからず存在している。多摩地域に事務所を持つ弁護士が全員多摩支部に加入することを義務化し、そのための会規・規則の改正が必要である。

(2) 多摩支部管内の事件は支部会員で対応できる体制を作る。

刑事国選事件と後見事件は、多摩支部会員だけでは担いきれず、23区内の弁護士の協力を得ている現状にある。今後、多摩支部管内の事件には支部会員で対応する体制を作る必要がある。

(3) 多摩支部の組織運営を効率化する。

支部運営にできる限り独立性を持たせ、運営を効率化するべきである。具体的には役員選任制度をあらため、常議員会など意思決定機関を設ける。また綱紀・懲戒の委員会機能を多摩支部に設ける必要がある。財政や、決裁権限を拡大し、支部での決定権を拡大すべきである。

(4) 地家裁立川支部本庁化を目標とする運動を弁護士会として進める。

東京地家裁立川支部は、全国的にみても有数の大規模裁判所であり、本来本庁として機能すべきである。多摩地域の法的ニーズに応えるためには地家裁立川支部の本庁化が必要で、これを求める運動を弁護士会としても取り組むべきである。

## 第8章 弁護士会の課題

### 1 会財政

東弁の財政は、厳しい状況が続いている。

2018年度の執行部の試算によると、厳しく経費節減に努めなければ、年間1億1500万円程度の赤字が続き、約11億6591万円ある繰越金が2026年度には枯渇するとのことである。

東弁は、今まさに、緊急に財政を立て直さなければならない状況に置かれている。

具体的な施策としては、恒常的な支出については当該年度の収入の範囲におさめるようにする、管理費等の抑制に努める、法律相談センターの運営方法を見直す（いわゆる箱ものありきの発想を転換することも含めて検討する）、公設事務所への長期貸付金についての検討をさらに深める、必要に応じて特別会計を見直す等が挙げられる。

また、多岐にわたる東弁の諸活動については、弁護士会が果たすべき役割に照らし、決して費用対効果のみの視点で切り捨てるべきではないが、現在の財務状況を考えると、費用抑制や取捨選択も必要となるであろう。なお、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会では、来年度から全会員の会費を月額2000円減額する可能性が極めて高い。

特に来年度の東弁には、他の二会の会費減額の影響の有無や程度を踏まえながら、積極的に財政問題に取り組むことが求められている。

### 2 公設事務所問題

2016年度から2017年度にわたり、公設事務所の赤字が拡大したため更なる貸付を実施したが、その結果、公設事務所全体に対する貸付残高は1億数千万円に上ることとなり、会内においても返済可能性を疑問視する意見が見られた。一方、所長等のなり手が少なく、所長不在の公設事務所も生じるに至った。

公設事務所の経営上の厳しさが明らかになるにつれ、公設事務所への経済的支援のあり方、ひいては公設事務所そのもののあり方について抜本的に議論すべきとの声が高まり、2017年度執行部は「公設事務所のあり方に関する検討プロジェクトチーム」(PT)を設置し、そのあり方を検討してきた。

東弁は4つの公設事務所を設置しており、

それぞれ重要な役割を果たしている。例えば、東京パブリックは外国人部門を設け外国人の権利擁護に取り組んでいるし、北千住パブリックは困難な刑事弁護に対応しつつ、刑事弁護の担い手を養成している。三田パブリックは慶応大学及び中央大学とともに臨床法学教育を実践し、多摩パブリックは地域への司法アクセス拡充に貢献している。こういった活動はそれ自体社会的に意義があるだけでなく、東弁の社会的評価を高めている。

しかしながら、2018年度予算において、東弁は公設事務所の運営に対し約6400万円の費用を支出し(公設事務所負担部分を控除済み)、事務所家賃や共益費等に充てている。また、前記のとおり貸付残高が1億数千万円に上っていることを考えると、公設事務所への支援にも限界があることは明らかである。従前の貸付制度の維持は困難であり、基本的には賃料等の支援の枠内で事務所経営を考えるべきである。公設事務所を設置した時期とは情勢が変化していることを踏まえ、公設事務所側にも変革が求められるであろう。また、それぞれの取り組みについて会員にわかりやすく伝えとともに、成果の還元も検討することが期待される。

### 3 男女共同参画等

ダイバーシティ(多様性)の受容と実現は、人権の尊重と組織の発展に不可欠である。2016年10月5日の常議員会で承認された東京弁護士会第二次男女共同参画基本計画では、性別が多様性の最大の要素のひとつであることから「性別に関わりなく個性と能力を發揮できる弁護士会を実現する」を大目標とし、重点目標5つが定められている。これらの目標実現のため、東弁は一層の努力をすべきである。

(1) 女性会員の会の政策決定過程への参加の促進

安定的な適任者輩出のため、定型化的職務(決裁、行事・懇親会参加、委員会立会等)は簡素化し、副会長の職務の合理化を一層推進する。委員再任にあたり前年度が産休・育児中であることの配慮の定着促進と外部ストレージ利用の普及とインターネット電話会議システムによる委員会参加のありかたの道筋